

平成26年3月18日

一般社団法人全国地方銀行協会

反社会的勢力への対応に係る「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」および「金融検査マニュアル」の一部改正（案）への意見

1. 監督指針 【該当箇所】 3 1 4 2 主な着眼点 (2)

金融検査マニュアル 【該当箇所】 . 個別の問題点 2 . (i)

反社会的勢力（以下「反社」）に関する情報について「グループ内で情報の共有に努め」とあるが、証券子会社等のグループ企業が警察等から提供された情報をもとに取引解消を図っている場合、親会社である銀行が当該情報を共有し、銀行取引の解消を図ることは問題ないか確認したい（グループ会社間で情報共有する際に留意すべき点があれば示してもらいたい）。

2. 監督指針 【該当箇所】 3 1 4 2 主な着眼点 (5)

金融検査マニュアル 【該当箇所】 . 個別の問題点 2 . (v)

反社であることの確認において、警察から属性要件の情報は得られるものの、行為要件の情報は捜査情報である等の理由で提供されない場合に、暴力団排除条項の適用について、弁護士より、行為要件（現在の反社の活動状況）の立証が不十分であるとの見解が示されるケースがある（注）。このようなケースを含め、反社であることの判定（暴力団排除条項の適用判断）について、適切な取扱いや留意すべき点等を示してもらいたい。

（注）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の解説において、「暴力団排除条項の活用に当たっては、反社会的勢力であるかどうかという属性要件のみならず、...（中略）...行為要件の双方を組み合わせることが適切であると考えられる」としている。

3. 監督指針 【該当箇所】 3 1 4 2 主な着眼点 (5)

「事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社であると判明した場合には、可能な限り回収を図るなど」とあるが、「可能な限り」とはどのように対応すればよいか。より具体的にするため、暴力団排除条項の有無を反映した対応を示してもらいたい。

4. 監督指針 【該当箇所】 3 1 4 2 主な着眼点 (5)

金融検査マニュアル 【該当箇所】 . 個別の問題点 2 . (v)

「反社への利益供与にならないよう配慮しているか」とあるが、次の対応が利益供与に該当しないか確認したい。

反社から「可能な限り回収を図る」ための条件変更を行うこと
期限の利益を喪失させずに預金保険機構の特定回収困難債権の買取制度を利用する場合、預金との相殺を行わずに預金保険機構に融資債権を譲渡すること

5. 監督指針 【該当箇所】 3 1 4 2 主な着眼点 (5)

金融検査マニュアル【該当箇所】 . 個別の問題点 2 . (i)

「預金保険機構による特定回収困難債権の買取制度の積極的な活用を検討する」とあるが、買取価格の合理性や透明性を高めるなど、金融機関が同制度を使いやすくなるよう、金融庁から預金保険機構に働きかけを行ってもらいたい。

以上